

閲覧用

令和3年度加美町農業委員会
第8回定例総会議事録

令和3年11月25日(木)

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和3年度第8回定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年11月25日(木)午後1時32分～午後2時16分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	伊 藤 登 喜 子
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	千 葉 連 悦
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	12番	佐 々 木 照 義
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史

4 欠席委員(1名)

委 員	17番	佐 藤 と も
-----	-----	---------

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第20号	非農地証明書の交付について
日程第5	報告第21号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第22号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第26号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第9	議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第28号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	嶋 津 寿 則
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第8回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時32分 開会〉

*事務局（嶋津寿則事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和3年度加美町農業委員会 第8回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（三浦泉会長） 本日は令和3年度、加美町農業委員会 第8回定例総会にご出席、大変ご苦労様です。ただいまの出席委員は18名です。17番 佐藤とも委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日も慎重な審議をお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、5番 杉村昭宏委員、8番 今野修委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 嶋津寿則君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第20号 非農地証明書の交付について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第20号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第20号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和3年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の非農地証明願は2件でございます。

《非農地証明》

報告書番号1

申請者 A氏

所在地 字漆沢宿…番の田

現況 宅地

面積 459㎡

非農地となつてから長年経過しており、農地台帳に記載なし。

報告書番号2

申請者 B氏

C氏

所在地 字下野目川端下…番の畑

現況 原野

面積 221㎡

非農地となつてから長年経過しており、11月15日の現地調査で非農地判断。

[以上2件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） 申請番号2番について伺います。申請者は北海道と大崎市にお住まいとのことですが、現在はどなたが管理しているのですか。

*事務局（畠山明大係長） B氏とC氏のお父様が以前はこちらに住んでおりましたが、お父様がお亡くなりになって、お二人が今回の申請地を相続されました。居宅もございますが、現在は空き家になっております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第20号を終了いたします。

日程第5 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（今野典子次長） 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和3年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は5件でございます。

報告書番号1

貸人 D氏

借人 E氏

所在地 下新田字大巻…番の田

面積 5,000㎡

基盤強化促進法

申請番号2番から5番の報告につきましては議案書の通りとなっております。

[以上5件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第21号を終了いたします。

日程第6 報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第22号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和3年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は2件でございます。

報告書番号1

作業場建設

許可地 平柳字城野…番

面積 1,328㎡

令和3年10月30日完了

報告書番号2

農業用施設用地

許可地 月崎字地蔵…番… 外1筆

面積 合計1,543㎡

令和3年9月30日完了

[以上2件の工事完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第22号を終了いたします。

日程第7 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。令和3年11月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 F氏
受人 D氏
申請地 字北町三番の田 1筆
面積 287㎡
耕作者へ売買するもの
売買金額 総額…万円

申請番号2

渡人 G氏
受人 H氏
申請地 鳥屋ヶ崎字大手前の田 2筆
面積 合計970㎡
耕作者へ売買するもの
売買金額 総額…万円

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、15番 中村貴美子委員 お願いします。

*15番（中村貴美子委員） 11月19日、譲渡人のF氏にお電話をしましたが、ご本人が不在だったため同居している妹さんにお話を伺いました。譲受人のD氏には、直接自宅に伺いお話を聞いて、現地を確認してまいりました。
申請地はD氏が耕作している畑と畑の間に挟まれており、以前からD氏が草刈り等をし管理していたようでございます。双方に聴取りを行った結果、地域調和要件に支障がないものと判断いたしました。以上でございます。

*議長（三浦泉会長） 次に申請番号2番について、10番 板垣文一委員 お願いします。

*10番（板垣文一委員） 11月21日、高橋推進委員と一緒に、譲渡人のG氏と譲受人のH氏にお会いして聴取り調査、現地確認を実施いたしました。
申請地は基盤整備から外れた地区にあり、5a区画の田2枚でございます。G氏は、3年前から何も耕作はしておらず荒れた状態になっておりましたが、今年になって隣接地を耕作するH氏が、申請地を借受け耕作するようになりました。そのような経緯から、お二人の間で売買のお話がまとまりまして、10a…万円という金額での所有権移転ということでございます。調査の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上でございます。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請人 I氏 字原道端屋敷…番地…

申請地 字下野目久保田北…番…

面積 590㎡

申請事由 駐車場用地

事業資金 自己資金 …万円

事業計画 令和4年4月1日着工予定 / 令和4年6月30日完成予定

申請地は加美町役場小野田支所の東約3.2kmに位置し、下野目集落内に介在する農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。申請人が隣接地の一般住宅を改装し葬祭会館として利用しておりましたが、既設駐車場が狭く、来客の便や冬季の積雪対策のため当該地を駐車場に転用するものでございます。用途が既存施設の拡張であり、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、9番 千葉連悦委員お願いします。

*9番（千葉連悦委員） 11月15日、嶋津局長、畠山係長、今野委員、板垣委員、私の5名にて、I氏ご本人の立会いのもと現地調査を行いました。

申請地は下野目地区の国道に面しており、I氏が営む葬儀屋に隣接する農地であります。今回の申請は、4条申請ということでI氏個人の申請となりますが、許可後工事が完了しましたら、葬儀屋に賃貸借をする予定であるということでございました。第2種農地、自己資金での造成ということですが、西側と北側は隣接地の所有者と協議のもと、木製の柵による土留めを設置し盛土を行います。用排水施設はなく周辺農地に影響はないものとし、許可相当と判断いたしました。

*議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第9 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和3年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。

申請番号 1

渡人 J氏 字雁原…番地…
受人 K社 大崎市古川諏訪二丁目…番…号
申請地 字雁原…番…

面積 930㎡

売買によりアパート用地とするもの

事業資金 借入金…万円

事業計画 令和3年12月1日着工予定 / 令和4年7月31日完成予定

申請地は、加美町役場の東約1.2kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公共施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号 2～5

渡人 L氏 上狼塚字東北原…番地…
M氏 下多田川字野寺川久根…番地…
受人 N社 / O社 大阪府大阪市中央区道修町一丁目…番…号

申請地 下多田川字山田原一番…番… 外14筆

面積 合計9,461㎡

売買により太陽光発電設備の設置を行うもの

事業資金 自己資金…万円

事業計画 令和4年1月10日着工予定 / 令和4年3月10日完成予定

申請地は、加美町役場の北北東約3kmに位置し、下多田川字山田原一番集落内に介在する農地で、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

太陽光発電事業用地として、加美町内で数か所選定候補地を調査しましたが、用地費や幹線道路に近く設置工事が容易なこと、平坦で日当たりが良いこと等を考慮し当該地を選定したものです。申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地がないことから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上5件の許可申請について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、9番 千葉連悦委員お願いします。

* 9番（千葉連悦委員） 11月15日、嶋津局長、畠山係長、今野委員、板垣委員、私の5名にて現地を調査してまいりました。

申請番号1番につきましては、K社のP氏とQ氏に立ち会っていただきました。申請地は現在、転作ということで牧草を耕作している農地930㎡でございます。売買によるアパート用地の転用案件でございまして、事業資金は借入金にて対応とのこと。土盛りを行いますが、敷地内はアスファルト舗装とし、現場ぶちによるコンクリート擁壁を設置するため土砂の流出はございません。東側の農地につきましては、擁壁のところに畦畔を造成するとのことでございます。農業用排水施設はな

く、雨水は隣接する既設水路に放流。生活雑排水は公共下水道に接続するため問題はないものとし、調査の結果、許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号2番から5番については、太陽光発電設備の設置を行うための売買で、L氏所有・M氏所有・共有地、合わせて9,461㎡の転用申請でございます。当日はN社のR氏と、行政書士のS氏の立会いのもと現地を確認してまいりました。申請地は広原小学校の北側、町道に面する農地であり、申請地の東側は既にT社で太陽光事業を行っております。施設の内容としましては、5区画に分けてパネルを設置します。売電する際に50kwを超えるものは高圧電流、それ以下のものは低圧電流というように定められており、売電許可・その後の管理において条件が違ってくるため、今回は1区画49.5kwとなるよう設置するとのことでした。事業者はN社とO社に分かれておりますが、O社はN社の子会社であり、直接売電できないO社に代わり、N社が売電業務を管理するということでございます。土盛りは行わず、現状のままパネルとフェンスを設置。年2回の草刈りを実施し、雨水は自然浸透させるとのことですが、除草対策に関してはもっと必要であるという旨、お話をさせていただきました。以上のことから調査の結果、許可相当と判断いたしました。報告を終わります。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第28号 農用地利用集積計画の審査について

*議長(三浦泉会長) 日程第10、議案第28号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局(今野典子次長) 議案第28号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和3年11月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買2件 賃貸借9件でございます。

申請番号1

渡人 U氏
受人 V社
申請地 字矢倉東の田 5筆
面積 合計4,626㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号2

渡人 W氏
受人 V社
申請地 字台崎東の田 2筆
面積 合計4,394㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号3

渡人 X氏
受人 Y氏
申請地 城生字城生裏四番の畑 外7筆
面積 合計12,644㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号4

渡人 Z氏
受人 a氏
申請地 字町下の田 1筆
面積 526㎡
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 5
渡人 b氏
受人 c氏
申請地 上狼塚字熊野堂前二番の田 外10筆
面積 合計2,280㎡
権利移動の種別 賃貸借
借賃 10aあたり…円

申請番号番から6番から11番の案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上11案件で、田51筆 畑7筆 面積76,167㎡。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上11件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第28号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は申請番号1番2番について、14番 尾形徳夫委員です。

14番 尾形徳夫委員は審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時12分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号1番2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第28号 申請番号1番2番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって申請番号1番2番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、14番 尾形徳夫委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時13分]

*議長（三浦泉会長） 続いて申請番号3番から11番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、3番 半田委員。

*3番（半田守委員） 申請番号5番についてですが、賃貸借の金額に間違いはありませんか。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（今野典子次長） 申請地は現在、草刈りを主にされて保全管理している状況で、なかなか作物の生育が難しい農地であるということでございました。申請にいらした際に確認しておりますので、今回の金額で間違いはございません。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、9番 千葉委員。

*9番（千葉連悦委員） 同じく申請番号5番についてですが、こちらは再設定ですよ。受け手のc氏は息子さんも農業をされていて、30町近く耕作している方なのですが、こちらに記載されている経営面積とは一致しないと思ったのですが。

*議長（三浦泉会長） では事務局。

*事務局（今野典子次長） c氏は大崎市に在住ですので、記載の経営面積は加美町分の面積となっております。町外分の面積に関しては、こちらに記載しておりませんので、再度訂正してお知らせいたします。申し訳ございませんでした。

*議長（三浦泉会長） 今後こういった事例がありましたら、町外分の経営面積も合算して記載するというので、宜しく願いいたします。
ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第28号 申請番号3番から11番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和3年度 加美町農業委員会 第8回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時16分 閉会〉

この議事録は、事務局長 嶋津寿則が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和3年11月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 杉 村 昭 宏

署名委員 今 野 修